

発行所

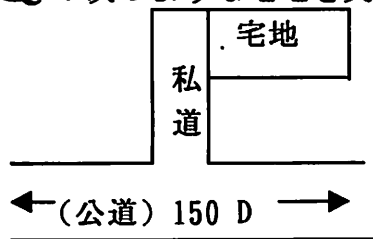
株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 特定路線価

Q : 次のような宅地を父から相続しました。



私道には路線価が付されていないのですが、どのように評価するのでしょうか。

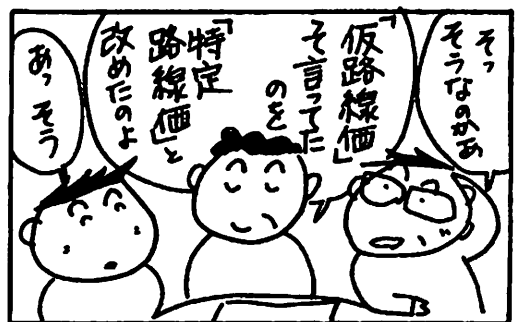
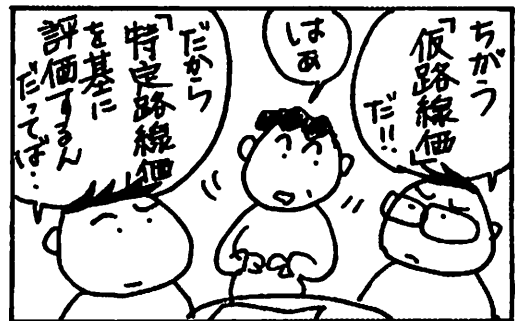
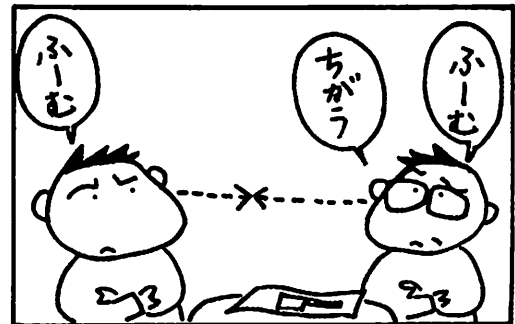
A : 私道に仮の路線価を設定してもらった上、評価することになります。

#### 【解説】

路線価の付されている路線に面している宅地とその路線に接続する私道に面している宅地とは、価額、利用状況等が異なります。

したがって、私道に面している宅地の価額を路線価を基に画地調整を行って評価することが実情に即応しない場合には、私道の部分に路線価を仮に設定し、その仮の路線価を基として画地調整を行って評価することになります。

この仮の路線価の設定は、その宅地の所轄税務署長が納税者からの依頼により、その私道と状況が類似する付近の路線に付された路線価に比準して行うことになっています。この取扱いは「仮路線価」として知られていましたが、公開通達レベルでの明文規定がなかったため、先ごろ改正された財産評価基本通達で、「特定路線価」として規定が盛り込まれています。



KIMIYO. I